

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

福知山市

## 2 構造改革特別区域の名称

酒呑童子の里大江どぶろく特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

福知山市の区域の一部（大江地区）

## 4 構造改革特別区域の特性

### （1）位 置

福知山市は、京都府の北西部に位置し、西は兵庫県と接する、丹波・丹後・但馬により形成される「三たん地域」の中央部にある。平成18年1月1日に周辺の3町（三和町、夜久野町、大江町）と合併し、市域面積552.57k㎡の新市としてスタートした。大江地区は本市の北にあり、舞鶴市・綾部市・宮津市・与謝野町に接し、京都市へ100km、大阪市へ115kmの地点にある。広さは東西9.8km、南北13.1km、面積96.81k㎡で、その内約8割を山林が占めている。町の中央を由良川が貫流し、その流域に全耕地面積の7割が集積し、その標高は10m～15mで、ほとんどが水田と未活用農地である。

### （2）気 候

気候は、裏日本型の山陰地方気象区に属する。気温は年平均約13℃、降水量は約1,500mmに達する。降雪は12月初旬～3月下旬で、積雪は大江山の山間部では2mを超すところもあるが、平坦部では数10cmである。霜日数は60日で早霜は10月下旬、晩霜は5月上旬となっている。

### （3）人 口

福知山市の平成17年の国勢調査人口は81,977人、うち大江地区は5,426人で、平成12年の同調査と比較すると279人の減となっており、人口減少が続いている。また、高齢者比率は37.9%となり、少子・高齢化が進行している。

### （4）産 業

大江地区の第一次産業の就業者割合は、昭和35年には59.5%あったが、平成17年には14.8%まで減少しており、また、第二次産業は28.4%、第三次産業は56.8%となっている。

大江地区の農業は、養蚕業の衰退後、由良川の度重なる水害のため、あまり発展しなかった。近年、治水事業やほ場整備事業にも取り組んでおり、良好な農地が確保されつつあるが、米価の下落などに起因する厳しい経営環境、深刻化する鳥獣被害、農家の担い手不足と高齢化により、耕作放棄地が年々増えているのが現状である。

## (5) 特 色

大江地区は、高度経済成長による若年層の都市流出や鉱山の休山等により人口が激減したが、昭和63年に、長年の悲願であった「第3セクター宮福鉄道（後に第3セクター北近畿タンゴ鉄道宮福線）」の開通を機に、酒呑童子による大江山の鬼伝説など、地域の特性を活かした個性豊かな町づくりを積極的に推進してきた。

大江地区には、鬼伝説で知られる大江山、二瀬川溪流、元伊勢神社、毛原の棚田など豊富な観光資源があり、これらの地域は、平成19年8月、「丹後天橋立大江山国定公園」に指定された。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

丹後天橋立大江山国定公園は、これまでの自然公園とは異なり、里地里山型の利活用を前提とした画期的な公園だといわれている。その里地里山的景観を維持し活用していくためには、魅力ある地域資源を経済的な活動に結びつけるような仕組みが必要である。地域づくりも観光振興も、基本は、「地域の魅力」を引き出すことである。それは、自然景観や施設、食べ物といった要因もあるが、もっとも大切なことは、地域の人々が自分の地域を愛していること、地域を知り愛着を持ち、誇りに思うことである。このように、地域を思う人々が多いほど、その活動が地域の魅力につながり、こうした住民の地域への想いは、観光客へのもてなしにもつながる。

また、大江地区の貴重な地域資源である大江山の鬼「酒呑童子」伝説や、伊勢神宮の元宮と伝えられる元伊勢神社からは、日本古来から伝わる濁酒のイメージが浮かんでくる。濁酒づくりは、このような地域資源を活用し、地域への愛着と想いの中で生まれた計画である。

大江地区には豊富な観光資源があるが、宿泊施設は、公共2施設、民間1施設のみである。このうち公共施設は青少年等団体客の利用が多く、少人数の客に十分な対応ができていない。たとえ1人の客であっても満足すればリピーターにつながり、それが口コミで広がる。今後、濁酒を目当てとした観光客が増えることが予想されるなか、「暖かいもてなしの心」と「思い出」を十分に提供することが重要であり、少人数の宿泊客に対応でき、かつ新たな特産品となる濁酒を提供できる農家民宿の開設が必要となる。日本の棚田百選に指定された毛原地区では、棚田を活かした農業体験等の交流事業を継続的に展開し、新規就農者を2家族迎え入れた。これら家族は、ログハウスづくりやそば打ち体験などに取り組み、さらに農家民宿や濁酒造り、ブルーベリー農園の開設などの計画もある。

濁酒造りを起爆剤とし、地域の魅力と地域ブランド力を向上させることで、交流人口の増加につなげ、地域経済の活性化を図る。一方で、農家民泊を通じ、農山村の理解者を増やすことで、地域での交流がリピーターの増加や定住につながる可能性も高い。定住人口が増えれば、里地里山景観の保全も図られるため、計画作成の意義は非常に大きい。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

### (1) 農家民宿支援による観光客受け入れの充実

今後、増加するであろう観光客の受け入れは、既存の宿泊施設だけでは限界がある。一方、たとえ宿泊が少人数でも「もてなしの心」によって大江地区での「思い出づくり」を支援することがファンやリピーターの増加につながるものと考えられる。そのためには、新たな特産品となる濁酒を提供し、少数の宿泊者に対し丁寧に対応できる農家民宿を充実することが必要であり、このような農家民宿の立ち上げを支援することで、農業経営の安定化にもつなげる。

### (2) 地域ブランド力の向上による活性化

大江山の鬼（酒呑童子）伝説や元伊勢神社の御神酒からは、濁酒が想起される。また、酒造りは、古からの豊潤な自然の恵みや人が巡り合っている地域文化でもある。濁酒は、そうした大江地区の伝説や歴史そして地域づくりが絡まってできる新たな地場産品となり、鬼の里大江地区のブランド力を一層高める。

また、酒呑童子の里で作った酒呑童子米、棚田で作った棚田米、元伊勢の地で作った元伊勢米などで濁酒を造り、各種イベントでの活用や各施設での提供により、交流人口を増やし、地域の活性化を図る。

### (3) 交流人口の増加から移住による新規就農者獲得

交流人口の増加は、経済活動の活性化や他の地場産農産物の消費拡大をもたらす。また、リピーターの獲得や長期滞在人口の増加につなげることで、第2の人生を標榜する退職者の誘致につなげ、就農者獲得による農地の維持及び里地里山景観の保全を図る。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

当地域は、豊富な観光資源を有し、鬼伝説を活かしたまちづくりに取り組んできたが、日帰りあるいは通過型の観光客が中心で、経済の活性化には結びついてこなかった。また、行政主体の取組が多く、「地域の魅力」は住んでいる自分たちの愛する想いで創り上げるものであるという意味では、十分に「地域の魅力」を創出しきれていなかった。本計画での濁酒づくりは地域から上がってきた提案であり、地域内外の交流や様々な人とのかかわりの中で、イベントでの活用や各施設での提供、農家民宿等の起業と農業との結びつき、地消地産の推進などにより、滞在人口の増加、定住化の促進、地域の活性化等、地域への経済的社会的効果が期待される。

### (1) 新規起業

農家民宿や農園レストランの起業が期待される。

区分	現在	平成22年目標	平成25年目標
農家民宿による濁酒製造件数	0件	1件	3件
農園レストランによる濁酒製造件数	0件	0件	1件

### (2) 交流人口及び滞在人口

地域ブランド力の向上と農家民宿経営により、交流人口や滞在人口の増加が期待される。

区分	平成17年実績	平成20年実績	平成25年目標
交流人口（観光客数）	229,900人	244,300人	250,000人
滞在人口（宿泊客数）	7,600人	6,600人	8,000人

## 8 特定事業の名称

707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### （1）イベント等での活用

「大江山酒呑童子祭り」、「鬼面まつり」、「農産物品評会」などの地域イベント、「世界鬼学会」、「日本鬼師の会」などの全国の会員を対象とした催し、及び東京・大阪・京都の大江会（大江地区出身者の会）での交流の場やその他都市との交流イベントでどぶろくを提供し、広くPRすることにより、地域ブランド力を高め、誘客につなげる。

### （2）指定管理施設での提供

「大江山の家」、「あしぎぬ大雲の里」など市が管理（指定管理）する宿泊施設やレストランで、地域の食材を使った料理に添えてどぶろくを提供することで、官民一体となって地域ブランドとしての特産化を進める。あわせて新たなメニューの開発も行う。

### （3）ホームページを活用した情報受発信

ホームページ等の電子媒体を有効に活用し、イベント情報や宿泊施設状況を提供し誘客促進につなげる。

### （4）農家民宿の立ち上げ支援

現在、農家民宿は皆無である。地域の魅力を伝え、農山村の現状を理解してもらうためには、少人数の観光客に対応でき、膝を交えて交流が深められる農家民宿が不可欠である。農家民宿についての情報を提供し立ち上げを支援する。

(別紙)

## 1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

## 2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家民宿、農園レストラン（飲食店））を営む農業者で、その特別区域内に所在する自己の製造場において、自ら生産した米（自ら生産した米に準ずるものとして財務省令で定めるものを含む）を原料としてその他の醸造酒（特定酒類）（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者

## 3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

## 4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

福知山市の区域の一部（大江地区）

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

## 5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家民宿や農園レストラン（飲食店）を営む農業者が、自ら生産した米（自ら生産した米に準ずるものとして財務省令で定めるものを含む）を原料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは新しい地場製品の創造となり、特に、大江山や元伊勢神社等の地域資源を活用し鬼伝説を活かした地域づくりを行ってきた大江地区にとって、地域のブランド力を高めるだけでなく、住民の自発的な取組が広がることで活性化にもつながる。

また、濁酒製造への取組は、小規模ながらも農家副収入のひとつの手段となることに加え、濁酒と併せて地元食材を提供することにより、地産地消の促進が図られるため、当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。